

企画競争説明書

(QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：モンゴル国日本式高専普及による実践的技術者育成のための環境整備計画準備調査（QCBS - ランプサム型）

調達管理番号：23a00971

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の附属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額 について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年3月13日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2024年3月13日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：モンゴル国日本式高専普及による実践的技術者育成のための環境整備計画準備調査（QCBS - ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。

（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年5月 ～ 2025年4月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica. go. jp

担当者メールアドレス : Nakashima.Keiko@jica. go. jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム（高等教育班）

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 3月 19日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 3月 27日 12時
3	質問への回答 3月19日12時までの受領分	第1回 回答日 2024年 3月 25日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2024年 4月 1日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年 4月 5日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2024年 4月 19日 10時30分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内（申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE ） ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。
特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル電子データ(PDF)での提出とします。

- ① 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ② 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」)

- ③ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ④ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- ① 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- ② 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100 点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章 1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	自然条件調査	第4条 (4)
2	短期間で現地調査Iを遂行する工夫	第4条全般
3	<p>①整備機材、実習棟、ソフトコンポーネントの要否・内容・選定方法などの検討プロセス及びそのスケジュール(実習棟等の建設の要否判断時期を含む)</p> <p>②実習棟の建設を要する場合に、対象建設予定地以外の代替えサイトでの検討を行う際のスケジュール</p> <p>③実習棟等を要さない場合の業務工程及び業務従事者の配置計画の見直し時期</p> <p>※上記①～③の内容を踏まえて、実施スケジュールについては、複数案を事前検討しておくことが望ましい。</p>	(第6条 実施方針及び留意事項(4)～(6)、第7条 業務の内容(27)～(29)等を参照)。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

（1）無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

（2）参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

（ア）設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

☒ 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

☒ 同「補完編（建築分野）」（2023年4月）

☒ 同「機材編」（2023年4月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン (以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。)

☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2022年1月)

(ウ) 気候変動対策ツール (以下「気候変動対策ツール」という。)

☒ 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT: 適応策 Adaptation)

(エ) その他

☒ JICA 不正腐敗防止ガイダンス

☒ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン (2022年10月)

☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2022年10月)

☒ ソフトコンポーネント・ガイドライン

☒ ODA 建設工事安全管理ガイダンス (以下「安全管理ガイダンス」という。)

☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例 (以下「開発課題別の指標例」という。)

☒ 進捗報告・Project Monitoring Report (PMR)

☒ JICA グローバルアジェンダ (課題別事業戦略)

(3) 計画策定のプロセス

➤ 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。

➤ 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

(ア) 初回現地調査派遣前

• 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

(イ) 概略設計協議前の現地調査帰国時

• 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

(ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前

計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書(案)」に基づき計画内容を検討する発注者への事前説明

(4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせることを。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① モンゴル国工学系高等教育情報収集・確認調査（2013年）
 - ② モンゴル工学系高等教育支援事業（2015年～）
 - ③ モンゴル国 高等専門学校型教育にかかる情報収集・確認調査（2017年）
 - ④ モンゴル国 ICT・デジタル産業及びスタートアップ振興情報収集・確認調査（2024年）
 - ⑤ モンゴル国実践的教育機会を通じた工学系人材育成に係る情報収集・確認調査（2024年）
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

- ☒ 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮について

ては、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工所用ヤード、工所用道路等の関連インフラ等

(7) 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため、カテゴリ C に分類されている。
- 相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、必要なものは適宜参照する。許認可の要否についても調査で確認すること。

(8) 調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

本業務では当該項目は適用しない。

(9) クラスタ事業戦略での本件の位置づけ

本業務は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）の「その国をけん引する拠点の大学をパワーアップ（クラスタ）」に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。

想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。

- ① モンゴル国工学系高等教育情報収集・確認調査（2013 年）
- ② モンゴル工学系高等教育支援事業（2015 年～）
- ③ モンゴル国 高等専門学校型教育にかかる情報収集・確認調査（2017 年）
- ④ モンゴル国 ICT・デジタル産業及びスタートアップ振興情報収集・確認調査（2024 年）
- ⑤ モンゴル国実践的教育機会を通じた工学系人材育成に係る情報収集・確認調査（2024 年）

(10) 発注者の既存事業との連携可能性の検討

本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）

との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

- 想定する既往案件を以下に列挙する。
 - ① モンゴル工学系高等教育支援事業（2015年～）
 - ② モンゴル国 高等専門学校型教育にかかる情報収集・確認調査（2017年）
 - ③ モンゴル国 ICT・デジタル産業及びスタートアップ振興情報収集・確認調査（2024年）
 - ④ モンゴル国実践的教育機会を通じた工学系人材育成に係る情報収集・確認調査（2024年）

- 特に実施予定の「モンゴル国実践的教育機会を通じた工学系人材育成に係る情報収集・確認調査」での調査結果を踏まえて、本事業でのソフトコンポーネント検討による、開発効果増大の相乗効果を向上に努めること。

（1 1）相手国関係機関の調整

☒本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- 事業実施体制を構成する組織に加え、関係する高等専門学校関係者も交え調査及び事業の進め方について検討を行うこと。
- 授業中の高等専門学校において現状調査等を行う必要があるため、運営・維持管理を行っている各高等専門学校の管理職者等と密接な連携を図り、学校業務を妨げることなく円滑な調査を行うよう十分に調整するなど、学校業務を妨げない現状調査の実施を行うこと。

第4条 業務の内容

（1）業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

（2）インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
 - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
 - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

(4) サイト状況調査

☒設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

本調査にて行う概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、対象建設予定地（現時点では科技大高専敷地内）及び3高専のその周辺においてサイト状況調査を行う。

なお、調査結果の分析・解析にあたっては、再委託先から提出されたデータ間に齟齬がないか、特異なデータがあればそれは何を意味するのか等十分に検討し、設計の基礎として信頼できるものであることを確認すること。

また、実習棟の建設を要する場合には 別紙2（案）のとおり自然条件調査（地形測量調査、地質・地盤調査含む）を行う。具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）についてはコンサルタントがプロポーザルで提案すること。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査がある場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

特に、本業務では設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、3高専における、機材の整備状況に関する以下の調査を綿密に行うこと。

- ✓ 既存機材状況調査（既存機材の稼動状況、故障の規模、利用状況、維持管理体制、運用状況等）
- ✓ 機材の設置予定場所状況調査（設置予定場所の広さ（高さ含む）、機材配置、空調、電力/電圧（停電対策含む）、漏水、排水・排気、給水・給電、温度湿度、ネットワークの速度、輸送、搬入、防犯、湿気、ほこり、砂塵対策など。）

(5) 環境社会配慮にかかる調査

☒本業務では以下の対応を行う。

本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため、カテゴリ C に分類されている。

相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、必要なものは適宜参照する。許認可の要否についても調査で確認すること。

(6) ジェンダー視点に立った調査・計画

☒本業務では以下の対応を行う。

➤ 現状調査

- 1) モンゴルにおける教員数及び生徒数の男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- 2) 既存施設視察、女性教員及び生徒等に対するヒアリングを行い、既存の施設に対するコメント及び改善案に関する情報を収集する。
- 3) 施設計画（設計仕様など）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。
- 4) 施設が年間を通じて有効に活用されるよう留意の上、施設の設計を行う。
- 5) 他ドナー実施分も含む類似案件における女性への配慮に関する施策およびその実態を調査する。

➤ 事業内容への反映の検討

- 1) 先方のジェンダー配慮の実情を確認しながら、実施機関及び各学校の関係者と議論を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための設計、施工、運用時の対応を検討し、導入に努める。
- 2) 設計段階の配慮例：女性のニーズに留意した施設や設備の設置（設計における女性の安全性や利便性の確保）

(7) 障害配慮に関する検討・計画

☒本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(8) 気候変動対策案件としての検討

☒本業務では当該項目は適用しない。

(9) 調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情

(調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等)を調査する。

- ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
- ② 第三国を通過する場合を含めた通関手続き、免税手続きの整理
- ③ スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
- ④ 第三国調達の可能性の検討
- ⑤ 調達上の留意事項のとりまとめ
- ⑥ 調達、据付に関する、日本側と相手国側負担事項の区分の明確化

上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(10) 施設、設備、機材計画調査

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 機材や実習棟、ソフトコンポーネントの整備範囲については、各コンポーネントの有無や金額規模などの要素を踏まえて複数の代替案を検討して優先順位を付し、積算結果に応じた事業規模の調整や、E/N締結後の入札不調、入札残余金の発生などに対応できるよう配慮すること。

(機材)

- 機材は、①MCCに基づく基礎的機材、②(3高専の各学校における、学科ごとの特色出しのための)高度・大型機材、③産業界のニーズに基づく必要機材、と区分される。調査にて各学校における優先順位付けを行い、その機材を必要とする目的及び理由(特にカリキュラムとの整合性)と運用・維持管理の可否、設置場所の有無も明確に示すこと。またどの程度緊急性が高い機材であるのかを明らかにすること。

(施設)

- 日常的に使う基礎的な機材を各高専に整備し、大型・高度な機材はまとめて1つの実習棟に整備する、まとめて入れた機材は3高専で共有するというのが当初計画案。そのため、大型・高度機材の選定がなされず、また機材共有を行わない(できない)場合は、当該実習棟の位置づけ及びその要否を明確にする。
- なお、実習棟については、調査初期の段階で実習棟の要否判断を行えるよう、現状把握と情報の分析を速やかに行う。
- 実習棟の建設を要する場合は、対象建設予定地が現時点では科技大高専敷地内とされているものの、当該建設予定地に建設が困難となった場合を想定し、事

前に代替えサイトについても協議し、検討する。また、詳細な施設配置・規模、仕様（構造、設備）を検討する。検討にあたっては施設利用者の意向を確認し、耐久性に留意するとともに維持管理にかかる技術的・予算的負担の軽減を考慮し、実施機関による維持管理が可能な内容、構造、規模、仕様とする。

- 実習棟等の建設を要さない場合は、その見込みが立った時点で速やかに業務工程及び業務従事者の配置計画の見直し及び業務計画書の改訂を行い、JICAに報告をすること。報告内容を基に、2024年7月前半までを目途にJICAと協議を行い、その後の調査の方向性を決定する。

(11) 基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める。

(12) 施工計画の立案

☒以下の施工計画について検討・作成する。

- ① 施工方針
- ② 施工上の留意事項
- ③ 施工区分（相手国負担工事との区分）
- ④ 品質管理計画
- ⑤ 資機材調達計画
- ⑥ 仮設計画（必要に応じて）
- ⑦ 実施工程
- ⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
- ⑩ 施工監理計画

- 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

(13) 事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。

- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

(14) 技術支援計画の検討、計画策定

☒本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。
- ソフトコンポーネントの要否の検討と留意点

教員の本邦研修、学生の本邦インターンの好事例の情報収集

教員の本邦研修、学生の本邦インターンについては、JICAにおいては類似案件が限定されるため、他ドナーや公的／民間事業者による類似施設の事例について情報収集し、適切なソフトコンポーネント内容を検討し、計画に反映させること。

教員の本邦研修

本邦研修の位置づけと要否判断を行う上で必要な情報を過不足なく収集し、分析を行うこと。

学生の本邦インターン

既存の独自インターンの努力を損なわず、JICA 支援後の持続性も考えた上で本邦インターンの位置づけと要否を明らかにすること。

(15) 施工時の工事安全対策に関する検討

☒本業務では以下の対応を行う。

- 発注者から提供される「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。
- 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。
- 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全／労働安全衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の先行調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を検討し、概略設計に反映す

る。

- 上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

(16) 内部照査の実施

☒本業務では当該項目は適用しない。

(17) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項²（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保、電気・給排水設備の引き込み、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

(18) 免税情報の収集・整理

☒本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目³を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
 - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を

² これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項としてに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

³ 無償資金協力事業では免税が原則である。

確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。

- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

（19）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

（20）概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する⁴。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（21）想定される事業リスクの検討

☒本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

（22）事業の評価指標の検討

⁴ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

(23) 事業概要の本邦企業への説明

- ☒本業務では当該項目は適用しない。

(24) 協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

(25) 協力準備調査報告書（案）の説明

- ☒本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

(26) 協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）⁵も作成する。

第5条 成果品

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履

⁵ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	初回現地調査前	モンゴル語及び日本語、英語	電子データ	
現地調査結果概要	概略設計協議調査前	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書（案）	解析後	日本語	電子データ	
		モンゴル語及び英語	電子データ	
照査チェックリスト	概略設計協議 調査前	日本語	電子データ	
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
進捗報告書 ⁶ の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
概略事業費積算内訳書	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
機材仕様書	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
		モンゴル語及び英語	電子データ	
概要資料（案）	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期を除く）	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	2 部

⁶ Project Monitoring Report（PMR）

(先行公開版)		モンゴル語 及び英語	CD-ROM	各 2 部
協力準備調査報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	2 部
		日本語	製本	6 部
		モンゴル語及 び英語	CD-ROM	各 2 部
		モンゴル語及 び英語	製本	各 6 部
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第 6 条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report (PMR)」に示された内容

(5) 調査データ

- 位置情報⁷の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

(6) 環境社会配慮に関する資料

⁷ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

第6条 再委託

☒本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	地形測量調査	建設予定敷地内 平板測量、縦横断測量	一式	定額計上
2	地質・地盤調査	建設予定敷地内ボーリング調査（深さ15m）2か所程度 標準貫入試験、室内試験等	一式	定額計上
3	自然条件調査	概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工の検討など	一式	定額計上

第7条 機材の調達

☒本業務では、以下の対応を行う。

- 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
- 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：モンゴル国
- (2) プロジェクト対象地域名：ウランバートル市
- (3) 案件名：日本式高専普及による実践的技術者育成のための環境整備計画（The Project for Developing Practical Engineers by Introducing Japanese “KOSEN” System）
- (4) 事業の要約：工学系高度産業人材を育成する日本式高等専門学校において、実習用機材の整備と実習棟建設を行うもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における産業/高等教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

モンゴル国（以下、「当国」という。）の主要産業は鉱物資源であり、当国 GDP のうち 24%、輸出額の 84% を占める（当国統計局、2022）。鉱物資源産業は国際資源価格変動の直接的な影響を受ける一方、国内製造業が発展しておらず、当国の経済構造は不安定で脆弱性が高い。鉱物資源産業に次ぐ農牧業（GDP13%、当国統計局、2022）も加工技術の低さにより競争力を発揮できていない。2010 年代の資源価格の下落により当国経済は低迷、2016 年の対 GDP 比財政収支は▲17% を記録（IMF）し、IMF に Extended Fund Facility（拡大信用供与措置）を要請するに至った。また、国内製造業が未発達で日用品含め輸入比率は GDP 比 61%（World Bank、2021）に上り、内陸国であり隣国の中国・ロシアからの陸路輸送に依存する中、世界的な物価高の影響を受け、自国産業の振興が大きな課題である。当国政府は単一産業依存型経済から脱却するため、「新再生政策」（2021 年 12 月）の中で、製造業の高付加価値化と主力産業の創出、またそれらを担う高度技術者の育成を掲げる。教育科学省の調査（2022）では、今後 10 年間で技術者が 39,000 人必要と試算され、即戦力となる人材育成の環境整備が求められている。

現在、当国内には国立科学技術大学附属、工業技術大学附属、新モンゴル学園の 3 校の高等専門学校（以下、「3 高専」という。）がある。これら高専は、国費留学生として日本の高専に留学したモンゴル人有志が中心となり、2014 年に実践的技術者育成を目的に設立され、2016 年に正式な高等教育機関と位置づけられた。3 高専では日本式の高専教育カリキュラムをモデルとした 5 年一貫教育が行われ、現在約 1,200 名の生徒が工学教育（機械・電気電子・建設・情報・化学・バイオ）を学習している。これまでに約 530 名の卒業生を輩出（2023 年 6 月現在）し、約 3 割は国内企業に就職、約 3 割が日本をはじめとする外国企業へ就職、約 4 割が進学している。加えて、スタートアップを起業する卒業生も出ている。

3 高専は我が国の独立行政法人国立高等専門学校機構（以下、「高専機構」という。）より、学校運営、教員交流等の支援を受けているものの、本邦高専と比べ、実習機材が十分でなく、一部実習科目を提供できない状況にある。過去、本邦高専・企業から中古機材の寄付も受けたが、機材の耐用年数を超過しているものが多い。当国政府は「長期開発政策」及び「新再生政策」に基づき高専数を増やし、普及・拡大させる計画を有しており、日本式高専普及による実践的技術者育成のための環境整備計画（以下、「本事業」という。）による 3 高専の環境整備が、今後国内展開するモデルケースとなるため、優先度の高い事業として位置付けられている。

(2) 産業/高等教育セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

対モンゴル国国別開発協力量針（2017年12月）の重点分野「環境と調和した均衡ある経済成長の実現」が定められており、対モンゴル国 JICA 国別分析ペーパー（2023年1月）において「鉱業に依存するモンゴル経済の安定的な発展には産業多角化が不可欠」と分析し、工学系人材育成の拡充を掲げている。また、JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）「教育」では、高等教育機関の整備が十分でないため技術者をはじめ高度人材不足が生じていると分析しており、高等教育機関の強化支援を掲げている。本事業はこれらの分析、方針と合致する。

(3) 他の援助機関の対応：

高専に対する他国からの支援はない。高専機構は3高専と2016年に包括連携協定を締結後、当国内へリエゾンオフィスを設置し、学校運営や教員育成を支援している。

(4) 本事業を実施する意義：

本事業は当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、工学系高度産業人材を育成する3高専において、実習用機材の整備と実習棟建設を通じ、当国における高度産業人材の育成、とりわけ工学系分野の能力向上及び産業振興に資するものである。また、質の高い高等教育へのアクセスを掲げるSDGsゴール4、持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長と雇用を推進するゴール8、包摂的で持続可能な産業化と技術革新の拡大を図るゴール9に貢献する。

当国と我が国の関係においては、3高専は日本企業への就職者を輩出し、高度産業人材の就職を通じて日本企業にも裨益する。また2022年11月に日・モンゴル両国間で策定された「平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップのための日本とモンゴル行動計画（2022-2031）」において、「工学系高等教育機関の機能強化」を支援するとしており、二国間関係強化に貢献する。なお、当国は所得水準が相対的に高い国に該当するが、債務状況から新たな有償資金協力の供与が難しく経済的脆弱性が高いため、無償資金協力として本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要：

①事業の目的

本事業はモンゴル国内の日本式高等専門学校の実習用機材の整備と実習棟建設により、当国の工学系高度産業人材の育成を図り、もって産業の多角化や産業振興に貢献する人材育成基盤を強化するもの。

②事業内容（詳細は協力準備調査にて確認する。）

ア) 施設、機材等の内容

【機材】精密万能試験機、プラント実習機、コンクリート圧縮試験機、フーリエ変換赤外分光光度計、Raspberry pi 等

【施設】実習棟（1棟）の設置

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

機材据付、機材使用の指導、本邦での教員研修、本邦企業でのインターンシップ支援

ウ) 調達・施工方法：協力準備調査にて確認する。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：教育・科学省、3高専の教員及び生徒（約3,500名）

最終受益者：高専卒業生の就職先企業（約 100 社）及び同産業により恩恵を受ける国民

④他の JICA 事業との関係

3 高専への教員指導や教科書翻訳において下記事業と連携の可能性あり。ただし、資機材供与は予定されておらず、本事業との重複はない。

・「工学系高等教育支援事業」（2014 年開始、有償）：3 高専の教科書翻訳を行う予定。

・ボランティア事業：コンピューター、日本語教育（2023 年～派遣予定、3 高専巡回型）

(2) 事業実施体制：

事業実施機関／実施体制：教育科学省（Ministry of Education and Science）

他機関との連携・役割分担：高専機構と連携し適切な機材を選定する。

運営／維持管理体制：教育科学省が機材の調達・維持管理を担当し、同省より 3 高専に対し機材を貸与する。実習棟は設置先高専が維持管理を担う。本事業のソフトコンポーネントで機材の維持管理に関する能力強化を行い、技術協力等によりフォローアップ体制を構築していく。詳細については協力準備調査にて確認する。

(3) 安全対策：調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(4) 環境社会配慮 カテゴリ分類： A B C FI

(5) 横断的事項：特になし。

(6) ジェンダー分類：【確認中】 GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

<分類理由>協力準備調査にて、ジェンダー視点に立った施設設計の検討等、ジェンダー主流化ニーズを確認するため。

(7) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果：基準値は協力準備調査において確認する。

指標名	基準値 (2023年実績値)	目標値 (20XX年) 【事業完成3年後】
卒業生の就職率の向上	65%	75%
実習機材を用いた単位比率	5%	30%
実習機材を用いた卒業研究の件数	0	150
実習室の床面積	1,747㎡	2,212㎡

(2) 定性的効果

高専生の実践的工学系技術の習得度向上、工学系高度産業人材としての就職先の多様化

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア共和国「ガジャマダ大学整備事業」（評価年度 2010 年）の事後評価では、高等教育機関の機材整備において、支援分野ごとの機材のニーズを十分に事前把握することが難しく、整備後に十分に活用・維持管理されていないという指摘が挙げられた。本事業では機材選定にあたり現行カリキュラムに照らすだけでなく、3 高専の教員や高専機構とも相談し、支援分野ごと適切な機材が選定されるよう協力準備調査を行う方針。

以上

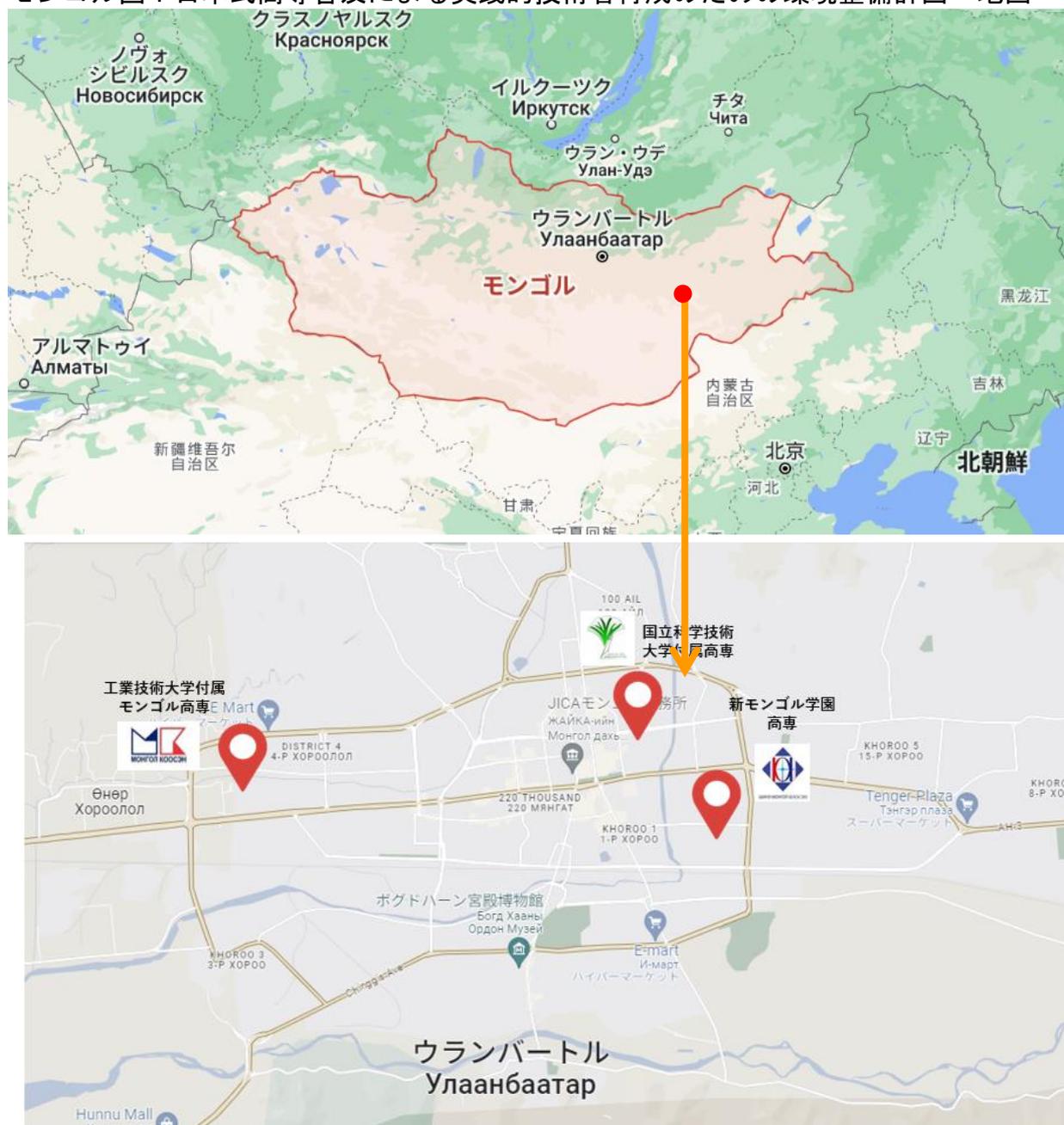
〔別添資料〕 「モンゴル国日本式高専普及による実践的技術者育成のための環境整備計画」 地図

カテゴリ分類：C

- ① カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

以上

モンゴル国：日本式高専普及による実践的技術者育成のための環境整備計画 地図



出典： Google Maps（地図データ©2023 Google）より JICA 作成

自然条件調査 仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などを含む網羅的な自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本プロジェクトにより新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本プロジェクトの妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、モンゴル政府からの要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 地形測量調査

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：基準点測量、BM（水準点）設置、平面測量図、縦断測量図等

(2) 地質・地盤調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：既存地質資料収集、対象建設予定地における、ボーリング調査各2か所以上、標準貫入試験、室内試験等、地質調査報告書（柱状図、地質断面図、地質評価を含む）の作成

(3) 自然条件調査

目的：各サイトにおいて一般的な地勢条件を確認すること

内容：風雨に関する基礎データの収集、雨水排水状況、自然災害に関する履歴など

3. 対象サイト

実習施設の建設場所を調査対象とすることを前提として計画する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：教育関連施設整備

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：モンゴル国及び 全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2024年5月より事前準備を開始し、2024年5月下旬より第1回現地調査を行い、その後積算等の解析（積算審査に要する期間含む）を行い、2024年9月までに概略事業費積算を行う。また、2024年12月に概略設計協議調査／準備調査報告書（案）説明、2025年4月までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出することを想定する。ただし、具体的な作業計画や現地調査時期については、本業務開始後にJICAと協議することとする。

項目 \ 時期	2024 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025 1月	2月	3月	4月
（概略設計調査）事前準備	□											
現調（概略設計）		■										
解析			□									
概略設計ドラフト説明(DOD)								■				
整理									□			
概略設計概要資料提出											■	
最終報告書提出												▲

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約 19.45 人月

2) 渡航回数を目途 (全 11 回)

上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地形測量調査
- 地質・地盤調査
- 自然条件調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 特になし。

2) 公開資料

- 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_manual.html

- 施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マニュアル（改訂版）（2021年4月）

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq00001tnceq-att/202104.pdf

- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）

<https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/guideline/index.html>

- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html

- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html

- JICA 不正腐敗防止ガイダンス

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

- 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/index.html

- コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022年10月）

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html>

- コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022年10月）

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/entrust.html>

- ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下、「安全管理ガイダンス」という。）

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/schemes/oda_safety/ku57pq0001nz4eu-att/guidance_ja.pdf

- 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

- 進捗報告・Project Monitoring Report (PMR)

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/schemes/grant_aid/guideline/format/shinchoku/index.html

- JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

https://www.jica.go.jp/Resource/publication/pamph/issues/global_agenda.html

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無

2	通訳の配置（日本語⇄モンゴル語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

- 当該国では、2024年6月に第9回総選挙を予定されているため、渡航にあたっては事前に最新の国別安全対策情報を入手の上、留意を頂きますようよろしくお願いいたします。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月版）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容と

し、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

76,075,000円(税抜)

なお、定額計上分 1,500,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	地形測量調査	①P19 「7条 業務の内容（5）サイト状況調査」 ②別紙2「自然条件調査 仕様書」	500,000円	地形測量調査費一式	現地再委託
2	地質・地盤調査		500,000円	地形測量調査費一式	現地再委託
3	自然条件調査		500,000円	自然条件調査費一式	現地再委託

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

（9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙 プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	4
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	2
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(－)	(10)
ア) 類似業務の経験	－	5
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	2
エ) その他学位、資格等	－	1